

鳥取労働局発表  
平成27年11月27日

担当	職業安定部 職業対策課 課長 野田 千卯 地方障害者雇用担当官 君野 雄 TEL 0857-29-1708
----	--

## 鳥取県における平成27年「障害者の雇用状況」集計結果

— 雇用率は0.11ポイント改善し1.99%と過去最高！ —

鳥取労働局（局長 <sup>かわの すみとも</sup>河野 純伴）は、平成27年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況をとりまとめましたので、発表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日から、民間企業の場合は2.0%に、国・地方公共団体等は2.3%に、都道府県等の教育委員会は2.2%となっています。

### 【平成27年の結果等におけるポイント】

#### 1 民間企業（法定雇用率2.0%）における雇用状況

① 鳥取県内の雇用障害者数は、1,187.0人となり、過去最高を更新し、算定の基礎となる労働者数（59,697.0人）も過去最高となった結果、**障害者の実雇用率は、1.99%**となり、前年に比して0.11ポイント上昇した。

なお、全国平均（1.88%（前年比0.06ポイント上昇））を0.11ポイント上回った。

② 法定雇用率達成企業割合は54.8%となり、前年に比して4.2ポイント上昇した。

なお、全国平均（47.2%（前年比2.5ポイント上昇））を7.6ポイント上回った。

#### 2 地方公共団体等（法定雇用率2.3%、県・市町村の教育委員会は2.2%）における在職状況

① 県の機関（3機関）では、1機関が未達成であった。

② 県教育委員会は、達成した。

③ 市町村の機関（27機関）のうち、4機関が未達成であった。

④ 市町村の教育委員会（1機関）は、達成した。

⑤ 独立行政法人等（2機関）は、全て達成した。

※なお、①の県の未達成機関は、平成27年11月19日現在において達成。③の市町村の未達成機関のうち2機関は、平成27年7月1日及び9月1日現在において達成。

#### 3 今後の対応

① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を行う。

② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

## 1 民間企業における雇用状況

### ○雇用されている障害者の数、実雇用率 [総括表、1(1)概況]

①一般の民間企業（50人以上規模の企業：2.0%の法定雇用率）における障害者雇用数は、1,187.0人（実人数1,071人）で、前年より79.5人増加した（実人数は前年より、122人増加した）。

このうち、身体障害者は720.0人（実人数562人）、知的障害者は331.5人（実人数354人）、精神障害者は135.5人（実人数155人）であった。

②平成26年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は144.5人（実人数160人）で、前年より実人数で14人増加した。

③実雇用率は、1.99%で前年より0.11ポイント上回った。

④法定雇用率達成企業（233企業）の割合は54.8%で、前年より4.2ポイント上回った。

⑤法定雇用率未達成企業（192企業）のうち0人雇用企業が127企業（66.1%）、1人不足（0.5人を含む）が147企業（76.6%）、0人雇用かつ1人不足企業が105企業（54.7%）であった。

### ○産業別の状況 [1(2)産業別の雇用状況]

①産業別の障害者雇用数は、前年より、製造業で35.5人、卸売業、小売業で21人、医療、福祉で17人、サービス業で11.5人、生活関連サービス業、娯楽業で6人増加し、情報通信業で5人、運輸業、郵便業で4.5人減少した。他の業種は僅かな増減となった。

②雇用率は、前年より、農・林・漁業で0.12ポイント、製造業で、0.24ポイント、卸売業、小売業0.2ポイント、宿泊業、飲食サービス業で0.19ポイント、サービス業で0.27ポイント上昇し、情報通信業で、0.51ポイント、運輸業、郵便業で、0.30ポイント、生活関連サービス業、娯楽業で0.75ポイント低下した。他の業種は僅かな増減となった。

③法定雇用率達成企業の割合は、農・林・漁業、不動産業、物品賃貸業で前年に引き続き100%、宿泊業、飲食サービス業で47.4%と18.0ポイント、複合サービス事業で57.1%と14.2ポイント、サービス業で64.5%と12.8ポイント上昇し、建設業で57.1%と14.3ポイント、情報通信業で36.4%と23.6ポイント低下した。他の業種では、僅かな増減となった。

### ○企業規模別の状況 [1(3)企業規模別の雇用状況]

①企業規模別に見ると、前年より、50人～100人未満規模企業で11.5人、100～300人未満規模企業で44人、300～500人未満規模企業で5人、500人～1,000人未満規模企業で前年と同じ。1,000人以上規模企業で19人増加し、ほとんどの企業規模で増加となった。

②雇用率は、前年より、50人～100人未満規模企業で0.11ポイント、100～300人未満規模企業で0.08ポイント、300～500人未満規模企業で0.13ポイント、500～1,000人未満規模企業で0.16ポイント上昇し、1,000人以上規模企業で0.07ポイント低下となった。

③法定雇用率達成企業の割合は、前年より、50～100人規模企業では51.6%と0.3ポイント、100～300人未満規模企業で59.0%と7.6ポイント、300～500人規模企業で56.5%と4.3ポイント、500～1,000人規模企業では56.3%と26.9ポイント上昇し、1,000人以上規模企業が50.0%と50ポイントの低下となった。

### ○独立行政法人等の状況 [総括表]

①独立行政法人等（43.5人以上規模の法人：2.3%の法定雇用率）における実雇用率は、2.50%で前年より0.24ポイント上昇した。

## 2 地方公共団体における在職状況

### ○県の機関における在職状況 [総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況]

①県の機関（職員数 43.5 人以上：2.3%の法定雇用率）における実雇用率は、2.77%で前年より 0.15 ポイント上昇した。

②県の 3 機関中 1 機関が未達成であった。

（ただし、未達成機関の鳥取県病院局は平成 27 年 11 月 19 日現在において、障害者総数 13.5 人 実雇用率 2.24% 不足数 0.0 人となっている。）

### ○県の教育委員会における在職状況 [総括表、2(3)各機関の状況]

①県の教育委員会（職員数 45.5 人以上：2.2%の法定雇用率）の実雇用率は、2.75%で前年より 0.21 ポイント上昇した。

### ○市町村の機関における在職状況 [総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況]

①市町村の機関（職員数 43.5 人以上：2.3%の法定雇用率）の実雇用率は、2.24%で前年と同じであった。

②市町村の 27 機関中 4 機関が、未達成であった。

（ただし、湯梨浜町は平成 27 年 9 月 1 日現在において、障害者総数 4 人 実雇用率 2.19% 不足数 0.0 人となっている。鳥取県西部広域行政管理組合は平成 27 年 7 月 1 日現在において、障害者総数 2 人 実雇用率 3.12% 不足数 0.0 人となっている。）

### ○市町村の教育委員会における在職状況 [総括表、2(3)各機関の状況]

①市町村の教育委員会（職員数 45.5 人以上：2.2%の法定雇用率）の実雇用率は、2.29%で前年より 0.04 ポイント低下した。

総括表

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.0%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	59,697.0 人 ( 58,791.5 人)	1,187.0 人 ( 1,107.5 人)	1.99 % ( 1.88 %)	233 / 425 ( 209 / 413 )	54.8 % ( 50.6 %)
全国	24,122,923.0 人 ( 23,650,463.5 人)	453,133.5 人 ( 431,225.5 人)	1.88 % ( 1.82 %)	41,485 / 87,935 ( 38,760 / 86,648 )	47.2 % ( 44.7 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,079.5 人 ( 4,087.0 人)	113.0 人 ( 107.0 人)	2.77 % ( 2.62 %)	2 / 3 ( 3 / 3 )	66.7 % ( 100.0 %)
全国	323,789.5 人 ( 322,490.5 人)	8,344.0 人 ( 8,284.5 人)	2.58 % ( 2.57 %)	146 / 156 ( 145 / 156 )	93.6 % ( 92.9 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	6,568.5 人 ( 6,414.5 人)	147.0 人 ( 144.0 人)	2.24 % ( 2.24 %)	23 / 27 ( 22 / 27 )	85.2 % ( 81.5 %)
全国	1,075,882.5 人 ( 1,061,832.5 人)	25,913.5 人 ( 25,265.0 人)	2.41 % ( 2.38 %)	2,028 / 2,344 ( 1,939 / 2,336 )	86.5 % ( 83.0 %)

※鳥取県の市町村の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み。

(3)都道府県及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.2%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,338.5 人 ( 4,374.0 人)	119.5 人 ( 111.0 人)	2.75 % ( 2.54 %)	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 %)
市町村	65.5 人 ( 64.5 人)	1.5 人 ( 1.5 人)	2.29 % ( 2.33 %)	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 %)
全国	661,646.5 人 ( 665,156.5 人)	14,216.5 人 ( 13,930.5 人)	2.15 % ( 2.09 %)	88 / 119 ( 80 / 120 )	73.9 % ( 66.7 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

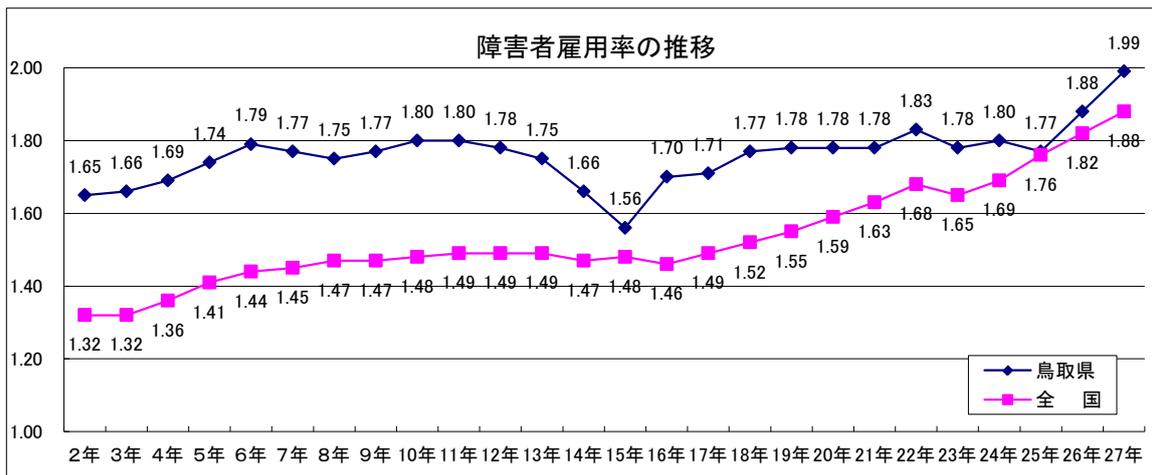
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,120.0 人 ( 2,082.5 人)	53.0 人 ( 47.0 人)	2.50 % ( 2.26 %)	2 / 2 ( 1 / 2 )	100.0 % ( 50.0 %)
全国	411,035.5 人 ( 398,351.5 人)	9,527.5 人 ( 9,178.0 人)	2.32 % ( 2.30 %)	241 / 330 ( 244 / 322 )	73.0 % ( 75.8 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算入されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

年	鳥 取 県					全 国		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	割合	障害者数	実雇用率
平成2年	企業 327	人 53,350	人 881	% 1.65	社 179	% 54.7	人 203,634	% 1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	56.6	382,363.5	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	53.6	408,947.5	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	50.6	431,225.5	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	453,133.5	1.88
対前年差	12	905.5	79.5	0.11	24	4.2	21,908.0	0.06



注1：雇用義務のある企業（平成8年までは63人以上、9年～24年は56人以上、25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- |          |   |          |  |
|----------|---|----------|--|
| 平成17年度まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> </ul>  | 平成23年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> </ul>  |
| 平成18年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul> |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者である短時間労働者</li> <li>（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>知的障害者である短時間労働者</li> <li>（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul> |

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 E÷②×100	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	企業 425 ( 413 )	人 59,697.0 ( 58,791.5 )	人 208 ( 213 )	人 36 ( 30 )	人 643 ( 597 )	人 184 ( 109 )	人 1,187.0 ( 1,107.5 )	人 144.5 ( 153.0 )	% 1.99 ( 1.88 )	企業 233 ( 209 )	% 54.8 ( 50.6 )
全 国	87,935 ( 86,648 )	24,122,923.0 ( 23,650,463.5 )	106,362 ( 103,320 )	13,534 ( 12,360 )	207,294 ( 195,279 )	39,163 ( 33,893 )	453,133.5 ( 431,225.5 )	48,377.0 ( 45,269.5 )	1.88 ( 1.82 )	41,485 ( 38,760 )	47.2 ( 44.7 )

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	人 1,187.0 ( 1,107.5 )	人 181 ( 186 )	人 26 ( 25 )	人 309 ( 309 )	人 46 ( 29 )	人 720.0 ( 720.5 )	人 54.5 ( 79.5 )	人 27 ( 27 )	人 10 ( 5 )	人 218 ( 197 )	人 99 ( 62 )	人 331.5 ( 287.0 )	人 49.5 ( 35.5 )	人 116 ( 91 )	人 39 ( 18 )	人 135.5 ( 100.0 )	人 40.5 ( 38.0 )
全 国	453,133.5 ( 431,225.5 )	89,312 ( 87,195 )	9,830 ( 8,867 )	125,334 ( 123,633 )	13,929 ( 12,849 )	320,752.5 ( 313,314.5 )	26,884.5 ( 26,347.5 )	17,050 ( 16,125 )	3,704 ( 3,493 )	53,494 ( 48,873 )	12,892 ( 11,174 )	97,744.0 ( 90,203.0 )	12,282.0 ( 11,469.5 )	28,466 ( 22,773 )	12,342 ( 9,870 )	34,637.0 ( 27,708.0 )	9,210.5 ( 7,452.5 )

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
産業計	企業 425 ( 413 )	人 59,697.0 ( 58,791.5 )	人 208 ( 213 )	人 36 ( 30 )	人 643 ( 597 )	人 184.0 ( 109.0 )	人 1,187.0 ( 1,107.5 )	人 144.5 ( 153.0 )	% 1.99 ( 1.88 )	企業 233 ( 209 )	% 54.8 ( 50.6 )
農、林、漁業	企業 3 ( 3 )	人 198.0 ( 206.5 )	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 4 ( 4 )	人 0.0 ( 0.0 )	人 6.0 ( 6.0 )	人 0.0 ( 0.0 )	% 3.03 ( 2.91 )	企業 3 ( 3 )	% 100.0 ( 100.0 )
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	- ( - )	0 ( - )	- ( - )
建設業	14 ( 14 )	1,275.0 ( 1,298.0 )	3 ( 3 )	1 ( 1 )	13 ( 13 )	0.0 ( 2.0 )	20.0 ( 21.0 )	2.0 ( 1.5 )	1.57 ( 1.62 )	8 ( 10 )	57.1 ( 71.4 )
製造業	104 ( 101 )	14,437.0 ( 14,398.5 )	52 ( 54 )	8 ( 4 )	167 ( 145 )	32.0 ( 5.0 )	295.0 ( 259.5 )	34.5 ( 33.5 )	2.04 ( 1.80 )	67 ( 59 )	64.4 ( 58.4 )
電気・ガス・熱供給・水道業	3 ( 3 )	170.0 ( 170.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	- ( - )	0 ( 0 )	- ( - )
情報通信業	11 ( 10 )	1,375.0 ( 1,254.0 )	5 ( 8 )	1 ( 0 )	6 ( 6 )	0.0 ( 0.0 )	17.0 ( 22.0 )	2.0 ( 0.0 )	1.24 ( 1.75 )	4 ( 6 )	36.4 ( 60.0 )
運輸業、郵便業	14 ( 13 )	1,677.5 ( 1,651.0 )	5 ( 5 )	1 ( 1 )	17 ( 22 )	1.0 ( 0.0 )	28.5 ( 33.0 )	2.5 ( 1.0 )	1.70 ( 2.00 )	8 ( 7 )	57.1 ( 53.8 )
卸売業、小売業	82 ( 82 )	11,359.5 ( 11,466.0 )	32 ( 28 )	3 ( 2 )	94 ( 85 )	35.0 ( 29.0 )	178.5 ( 157.5 )	18.5 ( 28.0 )	1.57 ( 1.37 )	38 ( 31 )	46.3 ( 37.8 )
金融業、保険業	10 ( 9 )	2,263.0 ( 2,079.0 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	21 ( 21 )	0.0 ( 0.0 )	25.0 ( 25.0 )	3.0 ( 1.0 )	1.10 ( 1.20 )	2 ( 2 )	20.0 ( 22.2 )
不動産業、 物品賃貸業	2 ( 2 )	128.5 ( 128.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 2.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.56 ( 1.56 )	2 ( 2 )	100.0 ( 100.0 )
学術研究、専門・技術サービス業	5 ( 6 )	494.5 ( 584.5 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	2 ( 3 )	0.0 ( 0.0 )	4.0 ( 5.0 )	0.0 ( 1.0 )	0.81 ( 0.86 )	2 ( 2 )	40.0 ( 33.3 )
宿泊業、飲食サービス業	19 ( 17 )	2,257.0 ( 2,305.0 )	7 ( 7 )	5 ( 5 )	17 ( 15 )	15.0 ( 12.0 )	43.5 ( 40.0 )	2.5 ( 4.0 )	1.93 ( 1.74 )	9 ( 5 )	47.4 ( 29.4 )
生活関連サービス業、娯楽業	14 ( 11 )	1,526.0 ( 1,288.0 )	19 ( 17 )	0 ( 0 )	62 ( 60 )	1.0 ( 1.0 )	100.5 ( 94.5 )	7.0 ( 4.0 )	6.59 ( 7.34 )	7 ( 6 )	50.0 ( 54.5 )
教育、学習支援業	9 ( 10 )	754.0 ( 793.5 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	5 ( 6 )	1.0 ( 0.0 )	11.5 ( 12.0 )	0.0 ( 5.0 )	1.53 ( 1.51 )	5 ( 6 )	55.6 ( 60.0 )
医療、福祉	97 ( 96 )	16,103.5 ( 15,563.0 )	59 ( 64 )	15 ( 16 )	173 ( 159 )	81.0 ( 53.0 )	346.5 ( 329.5 )	56.5 ( 55.0 )	2.15 ( 2.12 )	54 ( 52 )	55.7 ( 54.2 )
複合サービス事業	7 ( 7 )	2,424.0 ( 2,507.5 )	7 ( 8 )	0 ( 0 )	27 ( 28 )	3.0 ( 3.0 )	42.5 ( 45.5 )	3.0 ( 6.5 )	1.75 ( 1.81 )	4 ( 3 )	57.1 ( 42.9 )
サービス業	31 ( 29 )	3,254.5 ( 3,099.0 )	12 ( 12 )	2 ( 1 )	33 ( 28 )	15.0 ( 4.0 )	66.5 ( 55.0 )	13.0 ( 12.5 )	2.04 ( 1.77 )	20 ( 15 )	64.5 ( 51.7 )

注 1 (1)①の表と同じ  
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	1,187.0 (1,107.5)	181 (186)	26 (25)	309 (309)	46 (29)	720.0 (720.5)	54.5 (79.5)	27 (27)	10 (5)	218 (197)	99 (62)	331.5 (287.0)	49.5 (35.5)	116 (91)	39 (18)	135.5 (100.0)	40.5 (38.0)
農、林、漁業	6.0 (6.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	20.0 (21.0)	3 (3)	1 (1)	12 (12)	0 (1)	19.0 (19.5)		0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (1.5)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
製造業	295.0 (259.5)	45 (47)	5 (4)	79 (77)	3 (1)	175.5 (175.5)		7 (7)	3 (0)	58 (44)	19 (3)	84.5 (59.5)		30 (24)	10 (1)	35.0 (24.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	17.0 (22.0)	5 (8)	1 (0)	5 (5)	0 (0)	16.0 (21.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	28.5 (33.0)	5 (5)	1 (1)	17 (21)	1 (0)	28.5 (32.0)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
卸売業、小売業	178.5 (157.5)	30 (26)	2 (1)	43 (42)	10 (8)	110.0 (99.0)		2 (2)	1 (1)	32 (29)	20 (16)	47.0 (42.0)		19 (14)	5 (5)	21.5 (16.5)	
金融業、保険業	25.0 (25.0)	2 (2)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	20.0 (19.0)		0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)		0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	
不動産業、物品賃貸業	2.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	4.0 (5.0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	43.5 (40.0)	7 (7)	2 (2)	7 (6)	3 (3)	24.5 (23.5)		0 (0)	3 (3)	7 (5)	10 (9)	15.0 (12.5)		3 (4)	2 (0)	4.0 (4.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	100.5 (94.5)	6 (4)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	20.0 (16.0)		13 (13)	0 (0)	48 (47)	1 (1)	74.5 (73.5)		6 (5)	0 (0)	6.0 (5.0)	
教育・学習支援業	11.5 (12.0)	3 (3)	0 (0)	5 (5)	1 (0)	11.5 (11.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	
医療、福祉	346.5 (329.5)	55 (60)	14 (16)	78 (77)	24 (15)	214.0 (220.5)		4 (4)	1 (0)	53 (53)	38 (29)	81.0 (75.5)		42 (29)	19 (9)	51.5 (33.5)	
複合サービス事業	42.5 (45.5)	7 (8)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	32.0 (33.0)		0 (0)	0 (0)	3 (4)	3 (2)	4.5 (5.0)		6 (7)	0 (1)	6.0 (7.5)	
サービス業	66.5 (55.0)	11 (11)	0 (0)	15 (18)	4 (1)	39.0 (40.5)		1 (1)	2 (1)	11 (6)	8 (1)	19.0 (9.5)		7 (4)	3 (2)	8.5 (5.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

### (3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 425 ( 413 )	人 59,697.0 ( 58,791.5 )	人 208 ( 213 )	人 36 ( 30 )	人 643 ( 597 )	人 184 ( 109 )	人 1,187.0 ( 1,107.5 )	人 144.5 ( 153.0 )	% 1.99 ( 1.88 )	企業 233 ( 209 )	% 54.8 ( 50.6 )
50～ 100人未満	企業 223 ( 224 )	人 15,287.5 ( 15,553.0 )	人 43 ( 51 )	人 15 ( 11 )	人 146 ( 140 )	人 55 ( 20 )	人 274.5 ( 263.0 )	人 34.5 ( 43.0 )	% 1.80 ( 1.69 )	企業 115 ( 115 )	% 51.6 ( 51.3 )
100～ 300人未満	161 ( 148 )	23,592.0 ( 22,269.5 )	87 ( 82 )	10 ( 9 )	276 ( 251 )	51 ( 35 )	485.5 ( 441.5 )	57.0 ( 58.0 )	2.06 ( 1.98 )	95 ( 76 )	59.0 ( 51.4 )
300～ 500人未満	23 ( 23 )	7,726.5 ( 8,006.5 )	30 ( 33 )	4 ( 4 )	87 ( 79 )	20 ( 14 )	161.0 ( 156.0 )	18.5 ( 15.0 )	2.08 ( 1.95 )	13 ( 12 )	56.5 ( 52.2 )
500～ 1,000人未満	16 ( 17 )	10,327.0 ( 11,209.5 )	39 ( 41 )	6 ( 5 )	105 ( 110 )	43 ( 27 )	210.5 ( 210.5 )	24.5 ( 32.0 )	2.04 ( 1.88 )	9 ( 5 )	56.3 ( 29.4 )
1,000以上	2 ( 1 )	2,764.0 ( 1,753.0 )	9 ( 6 )	1 ( 1 )	29 ( 17 )	15 ( 13 )	55.5 ( 36.5 )	10.0 ( 5.0 )	2.01 ( 2.08 )	1 ( 1 )	50.0 ( 100.0 )

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	
規模計	人 1,187.0 ( 1,107.5 )	人 181 ( 186 )	人 26 ( 25 )	人 309 ( 309 )	人 46 ( 29 )	人 720.0 ( 720.5 )	人 54.5 ( 79.5 )	人 27 ( 27 )	人 10 ( 5 )	人 218 ( 197 )	人 99 ( 62 )	人 331.5 ( 287.0 )	人 49.5 ( 35.5 )	人 116 ( 91 )	人 39 ( 18 )	人 135.5 ( 100.0 )	人 40.5 ( 38.0 )
50～ 100人未満	人 274.5 ( 263.0 )	人 33 ( 41 )	人 9 ( 8 )	人 71 ( 72 )	人 7 ( 2 )	人 149.5 ( 163.0 )		人 10 ( 10 )	人 6 ( 3 )	人 50 ( 40 )	人 37 ( 17 )	人 94.5 ( 71.5 )		人 25 ( 28 )	人 11 ( 1 )	人 30.5 ( 28.5 )	
100～ 300人未満	人 485.5 ( 441.5 )	人 73 ( 68 )	人 7 ( 7 )	人 121 ( 118 )	人 19 ( 10 )	人 283.5 ( 266.0 )		人 14 ( 14 )	人 3 ( 2 )	人 105 ( 101 )	人 21 ( 19 )	人 146.5 ( 140.5 )		人 50 ( 32 )	人 11 ( 6 )	人 55.5 ( 35.0 )	
300～ 500人未満	人 161.0 ( 156.0 )	人 27 ( 30 )	人 4 ( 4 )	人 41 ( 42 )	人 9 ( 7 )	人 103.5 ( 109.5 )		人 3 ( 3 )	人 0 ( 0 )	人 31 ( 25 )	人 7 ( 5 )	人 40.5 ( 33.5 )		人 15 ( 12 )	人 4 ( 2 )	人 17.0 ( 13.0 )	
500～ 1,000人未満	人 210.5 ( 210.5 )	人 39 ( 41 )	人 6 ( 5 )	人 61 ( 68 )	人 9 ( 7 )	人 149.5 ( 158.5 )		人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 20 ( 25 )	人 24 ( 14 )	人 32.0 ( 32.0 )		人 24 ( 17 )	人 10 ( 6 )	人 29.0 ( 20.0 )	
1,000以上	人 55.5 ( 36.5 )	人 9 ( 6 )	人 0 ( 1 )	人 15 ( 9 )	人 2 ( 3 )	人 34.0 ( 23.5 )		人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 12 ( 6 )	人 10 ( 7 )	人 18.0 ( 9.5 )		人 2 ( 2 )	人 3 ( 3 )	人 3.5 ( 3.5 )	

注 1(1)②表と同じ

## 2 地方公共団体等における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	3 ( 3 )	4,079.5 ( 4,087.0 )	38 ( 35 )	6 ( 5 )	29 ( 29 )	4 ( 6 )	113.0 ( 107.0 )	10.5 ( 11.0 )	2.77 ( 2.62 )	2 ( 3 )	66.7 ( 100.0 )
全国	156 ( 156 )	323,789.5 ( 322,490.5 )	2,139 ( 2,105 )	210 ( 209 )	3,622 ( 3,627 )	468 ( 477 )	8,344.0 ( 8,284.5 )	357.5 ( 366.0 )	2.58 ( 2.57 )	146 ( 145 )	93.6 ( 92.9 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	113.0 ( 107.0 )	38 ( 35 )	6 ( 5 )	17 ( 17 )	3 ( 4 )	100.5 ( 94.0 )	7.5 ( 4.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	8 ( 10 )	0 ( 0 )	8.0 ( 10.0 )	0.0 ( 5.0 )	4 ( 2 )	1 ( 2 )	4.5 ( 3.0 )	3.0 ( 2.0 )
全国	8,344.0 ( 8,284.5 )	2,131 ( 2,097 )	209 ( 204 )	3,409 ( 3,446 )	335 ( 362 )	8,047.5 ( 8,025.0 )	300.5 ( 311.0 )	8 ( 8 )	1 ( 5 )	57 ( 48 )	70 ( 58 )	109.0 ( 98.0 )	31.5 ( 29.5 )	156 ( 133 )	63 ( 57 )	187.5 ( 161.5 )	25.5 ( 25.5 )

#### [2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとして

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 27 ( 27 )	人 6,568.5 ( 6,414.5 )	人 32 ( 30 )	人 6 ( 4 )	人 67 ( 70 )	人 20 ( 20 )	人 147.0 ( 144.0 )	人 11.0 ( 11.5 )	% 2.24 ( 2.24 )	機関 23 ( 22 )	% 85.2 ( 81.5 )
全国	2,344 ( 2,336 )	1,075,882.5 ( 1,061,832.5 )	6,668 ( 6,446 )	446 ( 445 )	11,656 ( 11,459 )	951 ( 938 )	25,913.5 ( 25,265.0 )	1,596.0 ( 1,775.5 )	2.41 ( 2.38 )	2,028 ( 1,939 )	86.5 ( 83.0 )

注 2(1)①の表と同じ

### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	人 147.0 ( 144.0 )	人 32 ( 30 )	人 6 ( 4 )	人 59 ( 64 )	人 13 ( 13 )	人 135.5 ( 134.5 )	人 9.0 ( 8.5 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 3 ( 5 )	人 2.5 ( 2.5 )	人 1.0 ( 1.5 )	人 7 ( 6 )	人 4 ( 2 )	人 9.0 ( 7.0 )	人 1.0 ( 1.5 )
全国	25,913.5 ( 25,265.0 )	6,608 ( 6,389 )	421 ( 418 )	10,107 ( 10,138 )	677 ( 670 )	24,082.5 ( 23,669.0 )	1,327.0 ( 1,479.0 )	60 ( 57 )	25 ( 27 )	489 ( 434 )	123 ( 130 )	695.5 ( 640.0 )	106.5 ( 177.0 )	1,060 ( 887 )	151 ( 138 )	1,135.5 ( 956.0 )	162.5 ( 119.5 )

注 2(1)②の表と同じ

### (3) 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名		① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
		人	人	%	人	
県 の 機 関	鳥取県知事部局	3,168.5	93.5	2.95	0.0	特例認定あり(注4①)
	鳥取県病院局	604.0	11.5	1.90	1.5	注5
	鳥取県警察本部	307.0	8.0	2.61	0.0	
鳥取県教育委員会		4,338.5	119.5	2.75	0.0	
鳥取市		1,814.0	42.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市		1,003.0	23.5	2.34	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市		428.5	10.5	2.45	0.0	
境港市		255.0	6.0	2.35	0.0	
岩美町		215.0	3.0	1.40	1.0	特例認定あり(注4③)
若桜町		71.0	2.0	2.82	0.0	
智頭町		122.0	2.0	1.64	0.0	
八頭町		222.5	7.0	3.15	0.0	
三朝町		77.0	2.0	2.60	0.0	
北栄町		280.0	4.0	1.43	2.0	
湯梨浜町		182.0	2.0	1.10	2.0	注5
琴浦町		148.5	3.0	2.02	0.0	
日吉津村		64.0	1.0	1.56	0.0	
大山町		211.0	5.0	2.37	0.0	
南部町		123.0	3.5	2.85	0.0	
伯耆町		137.0	3.0	2.19	0.0	
日南町		91.0	4.0	4.40	0.0	
日野町		65.0	1.0	1.54	0.0	
江府町		57.0	3.0	5.26	0.0	
鳥取市水道局		89.0	2.5	2.81	0.0	
米子市水道局		114.0	3.0	2.63	0.0	
鳥取市立病院		235.5	5.0	2.12	0.0	
国民健康保険智頭病院		118.5	2.0	1.69	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院		156.5	3.0	1.92	0.0	
日南町国民健康保険日南病院		68.0	1.0	1.47	0.0	
日野病院組合		156.5	3.0	1.92	0.0	
鳥取県西部広域行政管理組合		64.0	0.0	0.00	1.0	注5
倉吉市教育委員会		65.5	1.5	2.29	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。

②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

5 ①鳥取県病院局は、平成27年11月19日現在において、障害者総数13.5人 実雇用率2.24% 不足数0.0人となっている。

②湯梨浜町は、平成27年9月1日現在において、障害者総数4人 実雇用率2.19% 不足数0.0人となっている。

③鳥取県西部広域行政管理組合は、平成27年7月1日現在において、障害者総数2人 実雇用率3.12% 不足数0.0人となっている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |     |   |   |  |
|---------------|-----|---|---|--|
| ○ 民間企業        | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0 %<br>(50人以上規模の企業)                            |  |
|               |     |   | 特殊法人等 …………… 2. 3 %<br>{ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 } |  |
| ○ 国、地方公共団体    | ……… |   | 2. 3 %<br>(43.5人以上規模の機関)  |  |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… |   | 2. 2 %<br>(45.5人以上規模の機関)  |  |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。